

1 京都市道路工事調整会規約

昭和56年12月10日 制定

昭和60年 6月 3日改正・施行

平成 5年 5月17日改正・施行

平成14年 1月23日改正・施行

平成19年12月 5日改正・施行

平成26年 4月30日改正・施行

令和 4年 1月17日改正・施行

(設置及び目的)

第1条 道路占用工事及び道路工事（以下「工事」という。）による道路交通の障害、不経済な道路の掘返し及び公衆災害を防止するため、京都市道路工事調整会（以下「調整会」という。）を置く。

2 調整会は、年間工事計画及び長期計画の合理的調整並びに工事に係る安全対策を確立することを目的とする。

(構成)

第2条 調整会は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所（以下「京都国道事務所」という。）

(2) 京都府警察本部

(3) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）

(4) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー京滋導管部（以下「大阪ガス」という。）

(5) 関西電力送配電株式会社京都支社（以下「関西送配電」という。）

(6) 京都市（建設局、消防局、上下水道局）

(7) その他調整会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたもの

(組織)

第3条 調整会は、第1条の目的を達成するため次の部会を設けて活動する。

(1) 年間工事調整部会（以下「年調会」という。）

(2) 長期計画調整部会（以下「計画会」という。）

(3) 調整会運営部会（以下「運営会」という。）

2 部会の委員は、別表のとおりとする。

3 会長は、地下鉄工事など長期かつ大規模な工事が実施される場合は、必要に応じて第1項に規定する部会の他に、専門部会を設置できる。この場合の委員は、専門部会設置のつど会長が指名する。

(役員)

第4条 会長は、京都市建設局長とする。

2 会長は、調整会及び部会を代表するとともに会務を統括する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(監査委員)

第5条 監査委員は、会長が、NTT、大阪ガス、関西送配電、京都市上下水道局水道部、

- 同下水道部（以下「公益企業者」という。）の調整会委員の中から選任する。
- 2 任期は1箇年とし、公益企業者で輪番とする。
 - 3 監査委員は、会計の監査を行う。

（所掌事項）

第6条 年調会は、年間工事計画の施行時期及び工法についての調整を所掌する。

- 2 計画会は長期計画相互の調整を所掌する。
- 3 運営会は次の事項を所掌する。
 - (1) 保安基準及び通報体制など工事に係る安全対策の確立
 - (2) 年調会及び計画会の運営などの改善についての協議
 - (3) その他会長が必要と認めた事項

（会議）

第7条 年調会は年4回、計画会は年1回とする。

- 2 前項において、年度の最初となる年調会は、対面による会議を原則とする。
- 3 前項以外の年調会及び計画会は、書面による会議を原則とする。
- 4 運営会は、会長が必要と認めたときに召集する。
- 5 会長は、部会を招集するときは、部会開催の7日前までに期日、場所及び議題を通知する。
- 6 会長は、必要と認める場合は、随時、部会を開催し、又は部会の委員以外のものを出席させることができる。

（費用）

第8条 調整会に要する費用は、NTT、大阪ガス、関西送配電、京都市建設局、同上下水道局水道部、同下水道部が負担する。この場合の詳細については、運営会で定める。

（事務局）

第9条 調整会の事務局は、京都市建設局土木管理部道路河川管理課に置き、事務局長は、道路河川管理課長とする。

（その他）

第10条 この規約に定められたもののほか、調整会の運営その他規約の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

別 表（第3条関係）

京都市道路工事調整会委員

会長 京都市建設局長

委 員	年間工事 調整部会	長期計画 調整部会	調整会 運営部会
国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所 管理第一課長	○		
京都府警察本部 交通部 交通規制課長	○		
西日本電信電話（株） 京都支店 設備部長	○	○	○
大阪ガス（株）ネットワークカンパニー京滋導管部 建設チームマネージャー	○	○	○
関西電力送配電（株）京都支社電力本部京都配電エンジニアリングセンター課長	○	○	○
京都府流域下水道事務所 施設管理課長	○	○	
京都市建設局 土木管理部 土木管理課長	○	○	
橋りょう健全推進課長	○	○	
河川整備課長	○	○	
道路河川管理課長	○	○	○
北部土木事務所長	○	○	
左京土木事務所長	○	○	
東部土木事務所長	○	○	
南部土木事務所長	○	○	
西部土木事務所長	○	○	
京北・左京山間土木事務所長	○	○	
西京土木事務所長	○	○	
伏見土木事務所長	○	○	
建設企画部 建設企画課長	○	○	
道路建設部 道路建設課長	○	○	
道路環境整備課長	○	○	
みどり政策推進室 みどり企画課長	○	○	
都市整備部 整備推進課長	○	○	
南部区画整理事務所長	○	○	
京都市消防局 警防部 消防救助課長	○	○	
京都市上下水道局 水道部 管理課長	○	○	○
水道管路課長	○	○	
施設課長	○	○	
下水道部 管理課長	○	○	○
計画課長		○	

委 員	年間工事 調整部会	長期計画 調整部会	調整会 運営部会
京都市上下水道局下水道部 設計課長	○	○	
下水道建設事務所長	○		
きた下水道管路管理センター所長	○		
みなみ下水道管路管理センター所長	○		
その他会長が必要と認めたもの			

2 京都市道路工事調整会規約施行細則

昭和56年12月10日 制定

昭和60年 6月 3日改正・施行

平成 5年 5月17日改正・施行

平成14年 1月23日改正・施行

平成19年12月 5日改正・施行

平成26年 4月30日改正・施行

令和 4年 1月17日改正・施行

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この細則は、京都市道路工事調整会規約の施行について必要な事項を定める。

第2章 年間工事調整部会

(年間工事調整部会の開催)

第2条 年間工事調整部会(以下「年調会」という。)は、毎年3月(第1回)、6月(第2回)、9月(第3回)及び12月(第4回)に開催する。

(担当企業者)

第3条 年調会担当企業者(以下「担当企業者」という。)は、次のとおりとする。

第1回 京都市上下水道局(以下「水道部」という。)及び同上下水道局下水道部(以下「下水道部」という。)

第2回 西日本電信電話株式会社(以下「NTT」という。)

第3回 関西電力送配電株式会社(以下「関西送配電」という。)

第4回 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー京滋導管部(以下「大阪ガス」という。)

2 担当企業者は、事務局と連携して年調会の運営を行うものとする。

(調整対象工事)

第4条 年調会の調整対象工事(以下「対象工事」という。)は、年調会開催月以降1年間に施行予定(着手中のものを含む。)の道路占用工事及び道路工事(以下「工事」という。)のうち、次に掲げるものとする。ただし、電柱工事及び各戸引込地下埋設管工事は除く。

(1) 本細則第12条に掲げる幹線道路及び準幹線道路の車道部分において行う工事

(2) 本細則第12条に掲げる幹線道路及び準幹線道路の歩道での工事並びにその他道路において行う次のいずれかの工事

ア 交通に著しく支障をきたす工事

イ 道路管理者(建設局道路建設部、土木管理部、都市整備部、みどり政策推進室で道路工事を施工する課等(以下「道路建設部等」という。)を含む。)工事に関連する先行工事など

- ウ 突発的発生又は需要家との関係で、やむを得ず本細則第12条に掲げる掘返し規制期間内に施行する工事
- エ 延長が100m以上の工事
- オ その他特に調整が必要と認められる工事

(年間工事計画調整表及び年間工事計画調整図データの配信)

第5条 年間工事計画調整表(様式1、以下「調整表」という。)及び年間工事計画調整図(以下「調整図」という。)は、一般財団法人道路管理センター京都支部(以下「道管センター」という。)の行う道路管理システムで作成するものとする。

2 対象工事を施行しようとするもの(着手中のものを含む。以下同じ。以下「工事施行者」という。)でNTT、関西送配電、大阪ガス、水道部、下水道部、京都国道事務所、京都市交通局、京都市建設局の道路管理システム参加者(以下「システム参加者」という。)は、対象工事計画を会長の指定する日までに道路管理システムでデータ入力しなければならない。

3 工事施行者でシステム参加者以外の者は、対象工事を記載した調整表(入力票)及び調整表記載工事箇所図(以下「工事箇所図」という。)を会長の指定する日までに事務局へ提出するものとし、事務局が取りまとめたうえ道管センターにデータ入力を依頼するものとする。

4 事務局は、入力された調整表及び調整図データを年調会委員に電子メール等により開催7日前までに配信しなければならない。

5 工事施行者は、データ入力及び資料提出締切り後、予算の補正その他の理由により、対象工事の変更があるときは、追加資料(調整表及び工事箇所図)を作成し、会議当日に年調会委員に配布しなければならない。

6 当初の調整表から訂正及び追加されたものは、調整会終了後の指定する期間内に補正入力し、最終版調整表を作成するものとする。

補正入力については、システム参加者は各自入力するものとし、システム参加者以外は、事務局が取りまとめたうえ道管センターにデータ入力依頼するものとする。

7 調整表、調整図に記載する工事施行者の略号、区切記号、線種は別表のとおりとする。

その他会長が必要と認めた工事施行者の略号、区切記号、線種はその都度会長が定める。

8 調整表及び調整図に記載する対図番号は、対象工事ごとに別の番号を使用するものとする。

複数の土木事務所の管内にまたがる対象工事は、それぞれの土木事務所管内ごとに調整表及び調整図に記載するものとし、対図番号は異なったものを使用するものとする。

9 前項の対図番号の右側に略号を記入し、略号の右側に新たに年調会に提出する対象工事については○、前回までに年調会に提出した対象工事のうち当該年調会開催時において未着手のものは△、着工済みのものは□を記入するものとする。

(記入例 23-T△)

(調整担当者)

第6条 会長は、年調会の席上で2工事施行者以上の工事が競合するもの(以下「競合工事」という。)について、調整担当の工事施行者(以下「調整担当者」という。)を指名するものとする。

- 2 調整担当者は、競合工事について、他の工事施行者、警察などと工事の日程、方法等の調整を行わなければならない。
- 3 調整担当者は、道路管理者から指示があれば、競合工事調整報告書(様式2-1)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、路線バスの迂回などの協議については、各工事施行者が独自に行うものとする。
- 5 所轄土木事務所は、工事の調整について調整担当者から協議を受けた場合は、必要に応じて指導するものとする。

(調整結果の遵守)

第7条 工事施行者は、調整の結果を遵守して工事を施行しなければならない。ただし、やむを得ず調整結果を変更しようとする者は、その者が関係工事施行者、警察などと再調整を行わなければならない。

工事施行者が競合工事を施行する場合は、道路占用許可申請(協議)書に工事調整書(様式2-2)を添付しなければならない。

第3章 長期計画調整部会

(長期計画調整部会の開催)

第8条 長期計画調整部会(以下「計画会」という。)は、年間工事調整部会第1回開催に併せて開催する。

(長期計画の対象)

第9条 長期計画の対象は、計画的に施行し得るすべての工事とする。ただし、突発的発生又は需要家との関係で計画を立てることが不可能な工事は除く。

(長期計画及び翌年度施行予定工事の発表)

第10条 道路管理者は、可能な限りその長期計画を発表する。

- 2 公益企業者は、概ね10年先(ただし、会長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。)を展望した長期計画を発表する。
- 3 前2項の他に道路管理者は、会長の指定する日までに事務局に調整会資料を提出するものとし、公益企業者は、会長の指定する日までに施行予定工事のデータを道路管理システムで入力しなければならない。
- 4 事務局は、前項により入力された調整表及び調整図のデータを計画会の資料とする。なお、データの配信は第5条第4項に準じて行うものとする。

(長期計画及び翌年度施行予定工事の調整)

第11条 長期計画の変更発表及び翌年度施行予定工事の調整は、計画会において行う。

- 2 当初の調整表から訂正及び追加されたものは、調整会終了後の指定する期間内に補正入力し、最終版調整表を作成するものとする。

第4章 掘削規制

(掘返し規制及び工事規制図)

第12条 道路管理者は、道路の性格及び機能などにより、道路を幹線道路、準幹線道路及びその他道路に区分し、本舗装完了後それぞれ10年、5年、3年の掘返し規制を行う。ただし、幹線道路及び準幹線道路の歩道については、3年の掘返し規制とする。

その規制範囲は、原則として幹線道路及び準幹線道路については道路管理者が定める一定区間、その他道路については工事箇所近接する交差点から交差点までとし、交差点内のみの工事については、道路の区分にかかわらず交差点のみとする。

幹線道路、準幹線道路及びその他道路の指定基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 幹線道路……国道、4車線以上の道路又は特に交通体系上重要な道路
- (2) 準幹線道路……前号に該当しない都市計画街路又は乗合バス路線
- (3) その他道路……前2号の歩道又は前2号以外の道路

2 事務局は、前項の規定により定められた幹線道路及び準幹線道路を管内図に記載し、道路工事規制図を作成する。

公益企業者は、その道路工事規制図を保管しなければならない。

(新設予定道路)

第13条 新設予定道路(小規模なバイパスを含む。以下同じ。)については、その工事着手前に建設局土木管理部道路河川管理課(以下「道路河川管理課」という。)は、当該工事担当課(京都国道事務所を含む。)から協議を受けて、前条第1項に規定する幹線道路、準幹線道路及びその他道路の区分を行うものとする。

(公益企業者工事による工事調整)

第14条 調整会で発表されていない調整対象工事は、原則として施行できない。ただし、やむを得ず緊急に道路占用工事を行う必要が生じた場合には、速やかに道路河川管理課又は京都国道事務所と協議(様式3)するものとする。

2 道路河川管理課又は京都国道事務所は、前項の協議に特段の理由があり、やむを得ないと認めるときには、他の公益企業者に対して工事計画の有無を照会(様式4-1)し、回答(様式5)を受けるものとする。

3 道路河川管理課又は京都国道事務所は、前項の回答により工事計画のあることが判明した場合は、当該関係者と工事施工時期の調整を行うものとする。

4 道路河川管理課は、前項による調整結果を所轄土木事務所へ通知しなければならない。

(道路管理者工事による工事調整)

第15条 道路管理者が調整会にあげていない調整対象の道路工事等を特段の理由により、やむを得ず施行する場合は、当該道路管理者は、公益企業者に対して工事計画の有無を照会(様式4-2)し、回答(様式5)を受けるものとする。

2 前項の規定に基づき工事計画の有無を照会した道路管理者は、公益企業者からの回答により工事計画のあることが判明した場合は、当該関係者と工事施工時期の調整を行い、その結果を取りまとめた文書を道路河川管理課及び所轄土木事務所又は京都国道事務所へ提出しなければならない。

工事計画のない場合であっても、前項の回答の写しを道路河川管理課及び所轄土木事務所

所又は京都国道事務所へ提出しなければならない。

(掘返し規制図)

第16条 各土木事務所は、それぞれの管内図に歩車道別に舗装本復旧完了箇所及び新認定道路並びに当該箇所の掘返し規制期間を記載して掘返し規制図を作成し、毎年度当初に道路河川管理課へ提出しなければならない。

2 道路河川管理課は、前項の規定により提出された掘返し規制図を取りまとめたうえ、これらのデータを公益企業者、他の道路管理者等に電子メールにより配信するものとする。

(工事規制)

第17条 工事施行者(対象工事施行者以外も含む。)は、第12条第1項の規制に加えて、次に掲げる工事規制も遵守しなければならない。この場合、路線及び地域の範囲は、歩車道を含めた道路幅員全幅とする。

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
	準幹線道路		
	その他道路	12月27日～1月5日	
観光規制	道路工事規制図に記載する地域及び路線	4月1日～5月15日 10月の最終土曜日～11月の最終日曜日(ただし、12月1日が土曜・日曜の場合は12月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること
祇園祭規制	道路工事規制図に記載する地域	7月10日～7月25日	規制期間中は、全面的に工事を中止すること

(規制の除外)

第18条 次に掲げる工事については、前条及び第12条第1項の規制から除外する。

- (1) ガス漏れ及び水道漏水等の緊急復旧工事
- (2) 必要最小限の各戸引込地下埋設管工事
- (3) 歩行者保護その他事故防止のため特に必要と認めた交通安全施設工事
- (4) 電柱工事及び照明灯工事
- (5) その他道路管理者が特にやむを得ないものと認めた工事

別表（第5条関係）

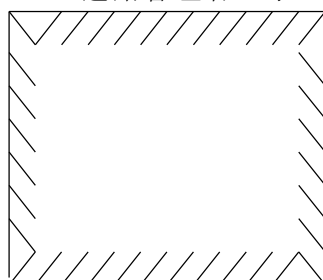
工事施行者の略号、区切記号及び線種

工事施行者	略号	区切記号	線種	工事施行者	略号	区切記号	線種
NTT	T	■	— — — —	建設局 土木管理課	土管	■	— . . . —
大阪ガス	G	●	— — — — —	北部土木事務所	北	〃	〃
関西送配電	E	○	— . — —	左京土木事務所	左	〃	〃
上下水道局 水道部	W	●	—————	東部土木事務所	東	〃	〃
上下水道局 下水道部	S	○	—————	南部土木事務所	南	〃	〃
京都国道事務所	地	■	— . . . —	西部土木事務所	西	〃	〃
交通局	交	●	〃	京北・左京山間土木事務所	京北	〃	〃
京都府流域下水道	府S	〃	〃	西京土木事務所	京	〃	〃
				伏見土木事務所	伏	〃	〃
都市計画局 すまいまちづくり課	すま	■	— . . . —	橋りょう健全推進課	橋	〃	〃
				河川整備課	河	〃	〃
				道路建設課	道	〃	〃
				道路環境整備課	道整	〃	〃
				みどり政策推進室	緑整	〃	〃
				〃 整備推進課	整	〃	〃
				〃 南部区画整理事務所	南区	〃	〃

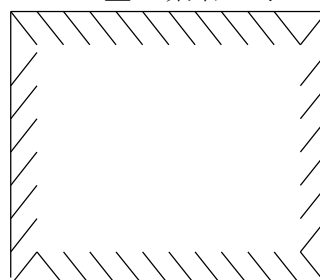
※上記表の工事施行者及び略号等は主なものを示す。それ以外の者は別途道管センターと調整し決定する。

面整備の表現

道路管理者工事



公益企業者工事



対図番号 (旧番号)	No	路線名	路線の 性格	担当課	施工区間	工事延長		道路 幅員	歩車道別 掘削位置	通行止種別	工事目的	工法	工 期				所轄 警察署	観光	祇園	年末	年度末	備考	変更
						総延長	残延長						4	5	6	7							

様 式 2 - 1 (第 6 条 関 係)

令和 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

競 合 工 事 調 整 報 告 書

1 道路工事調整会調整表 令和 年 第 回
P. No.

2 工 事 場 所

3 工事調整担当者名

4 競合工事被調整者

調整対応 No.	担当課・所及び氏名	調整年月	備 考

5 調 整 工 程 …………… 別表のとおり

6 調 整 位 置 …………… 別表のとおり

令和 年 月 日

〇〇土木事務所長 様

申請者名

工 事 調 整 書

1 道路工事調整会調整表 令和 年 第 回
P . No.

2 工 事 場 所 自)
至)

3 工事調整担当者名 NTT・大阪ガス・関西送配電・上水・下水・その他 ()
〔 担当課
TEL 〕

4 調整対象企業者名

N T T 担当者職・氏名
TEL

大阪ガス 担当者職・氏名
TEL

関西送配電 担当者職・氏名
TEL

水道部 担当者職・氏名
TEL

下水道部 担当者職・氏名
TEL

その他 担当者職・氏名
TEL

様 式 3 (第 1 4 条 関 係)

令 和 年 月 日

京 都 市 長 様

占 用 者
(担 当 者 :)

道 路 占 用 工 事 の 協 議 に つ い て

標 記 に つ い て、下 記 の と お り 道 路 占 用 工 事 を 施 行 し た い の で、京 都 市 道 路 工 事 調 整 会 規 約 施 行 細 則 第 1 4 条 第 1 項 に よ り 協 議 し ま す。

記

1 路 線 名

2 区 間

3 着 工 ・ 完 了 予 定 年 度

4 工 種

5 延 長 ・ 面 積

6 位 置 図..... 別 紙 の と お り

建土道第 号
令和 年 月 日

様

京都市長
(担当：建設局土木管理部道路河川管理課)

道路占用工事の有無の照会について

本市においては、道路工事と地下埋設工事による道路の掘返しを抑制するため長期計画の合理的調整を図っていますが、今般から下記のとおり道路占用工事の申請がありましたので、貴における掘削等占用工事計画について別紙に記入のうえ 月 日までに御回答ください。

なお、下記工事完了後 年間は、 ～ の区間において掘削等の許可はできませんので念のため申し添えます。

記

- 1 路 線 名
- 2 区 間
- 3 着工・完了予定年度
- 4 工 種
- 5 延長・面積
- 6 位 置 図…………… 別紙のとおり

様 式 4 - 2 (道路管理者工事) (第 1 5 条関係)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

様

京都市長
(担当 :)

道路占用工事の有無の照会について

本市においては、道路工事と地下埋設工事による道路の掘返しを抑制するため長期計画の合理的調整を図っていますが、今般当課において下記のとおり工事の計画がありますので、貴 における掘削等占用工事計画について別紙に記入のうえ 月 日までに御回答ください。

なお、下記工事完了後 年間は、 ~ の区間において掘削等の許可はできませんので念のため申し添えます。

記

- 1 路 線 名
- 2 区 間
- 3 着工・完了予定年度
- 4 工 種
- 5 延長・面積
- 6 位 置 図…………… 別紙のとおり

様式 5 (第14条、第15条関係)

令和 年 月 日

京 都 市 長 様

占有者
(担当者:)

道路占用工事の有無の回答について

令和 年 月 日付け〇〇〇第 号で照会のありました標記については、下記
のとおり回答します。

記

1 計画はありません。

2 計画があります。

(1) 路 線 名

(2) 区 間 (箇 所)

(3) 施 工 予 定 年 度 令和 年度 ~ 令和 年度

(4) 工 種

(5) 延 長 ・ 面 積